

北海道道州制特区推進法に係る最近の動き

17. 10
- 自民党道州制調査会北海道検討小委員会中間報告で、「北海道道州制特区推進法案を次期国会に提出する」とされる
 - 全国知事会道州制特別委員会で、北海道道州制特区推進法の早期制定を求める緊急アピールが採択される
17. 12
- 道議会で、「北海道道州制特区推進法の早期制定を求める意見書」が採択される
18. 1
- 高橋知事から内閣府櫻田副大臣に対し、北海道道州制特区推進法の制定と、権限移譲に当たっての財源措置として北海道道州制特区推進交付金の制定等を要請
18. 2
- 自民党道州制推進議員連盟が、北海道道州制特区推進法の試案を決定し発表(1日)
 - 高橋知事と内閣府櫻田副大臣とで、自民党道州制推進議員連盟の試案に対する意見交換を実施(5日)
 - 自民党道州制調査会(7日)
 - 自民党道州制調査会北海道検討小委員会(8日)
 - 道州制特区関係省庁連絡会議で議連試案での権限移譲項目について、各省庁に実現の可否を照会(9日)
 - 自民党道州制調査会北海道検討小委員会(14・15日)
 - 自民党道州制調査会北海道検討小委員会(21・22日:予定)

「北海道道州制特区推進法案」に関する

北海道の考え方

「見直し」部分が道の考え方

自由民主党道州制推進議員連盟

作成資料をベース

北海道道州制特区推進法案のイメージ

I 総則

1 目的

地方分権の推進を図るとともに、

- 北海道の区域を「道州制特区」とし、事務事業の移譲等の特例措置を講じることにより、北海道の特性に応じた活力ある地域づくりを推進するとともに、~~国及び地方公共団体の合理化を図ることを目的とする。~~ **や、**
効率化

2 定義

- 「道州制特区」とは、事務事業の移譲等の特例措置を講ずべき区域をいい、北海道の区域をもって定める。
- 「事務事業の移譲等の特例措置」とは、次の措置をいう。
 - ・ 法律に定められた国の事務事業を地方公共団体に移譲すること
 - ・ 法律に定められた国の地方公共団体に対する関与を廃し縮小すること
 - ・ その他北海道の特性を活かす見地から定める法律の特例

3 国及び北海道の責務等

- 国は、道州制特区において積極的に事務事業の移譲等の特例措置を講じ、その進捗に応じて行政体制の~~合理化~~を進める~~責務を負う~~。「効率化」

、また、国から北海道への権限移譲、北海道から市町村への権限移譲が円滑に進むよう、必要な措置を講じるよう努める

- 北海道は、市町村に対して積極的に事務事業の移譲等を進めるとともに、市町村合併を推進するための必要な措置を講じ、その進捗に応じて行政体制の~~合理化~~を進めるように努める。「効率化」

II 北海道の提案型の仕組み

- 北海道の提案を今後の道州制特区を推進する上で反映できる仕組み（法案作成過程で検討）

III

II 事務事業の移譲等の特例措置

- ① ~~国土形成計画法の特例~~ (削除)
- ② 道路法の特例
- ③ 河川法の特例
- ④ 砂防法の特例
- ⑤ 都市計画法の特例

- ⑥ 道路運送法の特例
- ⑦ 農地法の特例
- ⑧ 森林法の特例
- ⑨ 職業安定法の特例
- ⑩ 健康保険法等の特例
- ⑪ 食品衛生法の特例
- ⑫ 薬事法の特例
- ⑬ 商工会議所法の特例
- ⑭ 割賦販売法の特例
- ⑮ 大気汚染防止法等の特例
- ⑯ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律の特例
- ⑰ 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律の特例

※事務事業の移譲等の特例措置を個別列挙。
※事務事業の移譲等の特例措置は、順次追加することを予定。

IV 財政

III 経過措置等

- 事務事業の移譲等の特例措置の実施に当たっては、当分の間、次の財政上の経過措置を講じる。

~~・ 国庫補助率は現行どおりとする。また、国の直轄事業で道の補助事業に切り替わるものについては、現行の国負担率に見合った補助率を定める。~~

~~・ 国の地方支分部局において実施しているソフト事業については、国費相当額、人件費、物件費等を合わせて交付金化する。~~

- ・ 国は、事務事業に要していた経費を北海道道州制特区推進交付金として、北海道に交付する。
 - ・ 北海道道州制特区推進交付金の交付にあたっては、北海道が自主的・効率的に執行できるものとする。
 - ・ 事務事業の移譲等の特例措置の実施に伴い、仮に国家公務員が道に移籍することとなった場合には、当該職員の国在籍分の退職金を国が負担することとし、必要額を北海道に交付する。
- 事務事業の移譲等の特例措置の実施に伴い道に出向する国家公務員については、退職金の通算等の身分保障措置を講じる。

V 北海道道州制特区推進本部

- 北海道道州制特区を推進するため、北海道道州制推進本部を設置する。
- 北海道道州制特区推進本部は、内閣総理大臣を長、閣僚を本部員として構成し、北海道知事及び全国知事会を代表する知事も参画できるものとする。